

（表紙）

「明治十一年

渡船橋梁留

駅通掛」

渡舟営業御願

御県下

第十九大区十一小区

利根郡上川田村平民

農 小 澁 甚之丞

右奉ニ申上ニ候、当村方より同郡沼田町方へノ

（右申し上げ奉（たてまつ）り候、当村方より同郡沼田町方への）

通路、当村並ニ同郡硯田村地内利根川ノ

（通路、当村並びに同郡硯田村地内利根川の）

流水有レ之、右両村ニテ橋相懸置、群馬郡

（流水これ有り、右両村にて橋相懸け置き、群馬郡）

中山駅其他吾妻郡辺より沼田町方へ

（中山駅其（そ）の他吾妻郡辺より沼田町方へ）

（便）

往来弁利ノ通路ニテ、人民自便ニ通行仕、

（往来弁利の通路にて、人民自便（じまま）に通行仕（つかまつ）り、）

然ル所、右橋年々寒中平水之砌者無事ニ

（然（しか）る所、右橋年々寒中平水（へいすい）の砌（みぎり）は無事に）

御座候得共、橋場悪敷地ニ付、年々俄ノ

（御座候えども、橋場悪敷（あしき）地に付、年々俄（にわか）の）

満水等有レ之候節者、終ニ流失候ニ付、是迄年分

（満水等これ有り候節は、終（つい）に流失候に付、是迄（これまで）年分）

七分通り者往来不ニ相成一儀ニテ、然二次者当村方

（七分通りは往来相成らざる儀にて、然るに次は当村方）

より沼田町へ者、同郡戸鹿野橋通りニテ一里余ノ

（より沼田町へは、同郡戸鹿野橋通りにて一里余りの）

廻り道ニ相成、至而不便ニ御座候、依レ之右橋

（廻り道に相成り、至（いたつ）て不便に御座候、これに依（よ）り右橋）

場工棹漕作場渡船相設ケ度、就而ハ該

（場へ棹漕（こ）ぎ作場（さくば）渡し船相設け度、就（つ）いては該）

場工差越渡船望之者ハ、其竟ニ応シ、最寄(意カ)
〈場へ差し越し渡船望みの者は、其の意に応じ、最寄（もよ）り〉

比較之賃錢ヨリ減シ額申請、越立候様(錢)
〈比較の賃錢より減じ額申し請け、越し立て候様〉

仕度、当村硯田村ハ勿論、隣村等工示談及
〈仕り度、当村硯田村は勿論、隣村等へ示談及び〉

候処、故障一切無ニ御座一候間、何卒出
候処、故障一切無ニ御座一候間、何卒（なにとぞ）

格之以ニ御仁恤一、御聞届被三成下置一度、偏ニ
〈出格（しゅっかく）の御仁恤（じんじゅつ）を以（もつ）て、御聞き届け成
し下し置かれ度、偏（ひとえ）に〉

奉ニ願上二候、以上
〈願い上げ奉り候、以上〉

右 願人 小淵 甚之丞 印

同村 副戸長 大竹常右衛門 印

硯田村 戸長 片野 留藏 印

同郡下川田村 戸長 平井 喜平次 印

楫取群馬県令殿

右之通相違無ニ御座一候ニ付、此段奥書ヲ以テ奉ニ申上二候、以上
〈右の通り相違御座無く候に付、此の段奥書を以て申し上げ奉り候、以上〉

十一小区副区長

大竹嘉右衛門 印

四小区副区長

中嶋 五助 印

楫取群馬県令殿

書面願之趣、聞届候条、最寄渡船比較之(朱書)
〈書面願いの趣（おもむ）き、聞き届け候条、最（も）寄り渡し船比較の〉

賃錢より過当申受候義、決而不ニ相成一事
〈賃錢より過当（かとう）申し受け候義、決して相成らざる事〉

十一年四月三十日